

令和 3 年度税制改正に関する要望事項

令和 2 年 6 月 9 日付けで、県内 6 法人会の要望事項を取りまとめた、沖縄県法人会連合会の令和 3 年度税制改正に関する要望事項について下記の通り、公益財団法人 全国法人会総連合へ進達いたしました。

一般社団法人 沖縄県法人会連合会
会長 上 間 優

記

《基本的課題》

1 税・財政改革

(1) 将来へ向けての財政健全の基盤強化

① 将来世代への負担軽減

昨年の消費税増税、米中貿易戦争や、イギリスの EU 離脱の意思が改めて示され、世界経済がブロック経済へ向かいつつあり、我が国の経済も 2020 年に流行したコロナ禍や来年度へ延期されることになった東京オリンピック後の動向を不安視する動きもある。財政の中心である税収だけで歳出をカバーできない構造は変わらないため将来世代への負担感を増すことになることから、将来世代に過重な負担とならないように制度設計するべきである。

持続可能な社会保障制度の設計図が描かれた上に、財源としての税の種類や規模が論じられるのが筋である。消費税率引き上げについては、今の政府が、国民の担税能力から試算して段階的な増税案を示しても、それが社会保障目的税と特定したとしても制度そのものが段階的にどのように改革していくのか示さないと大方の理解は得られないと思われる。

② 少子高齢化の財政への影響

現行の歳入（税収）は個人、法人を納税義務者とする課税、保有する資産への課税、取引に応じて課税するケース等、多様な課税システムを採っているが、いずれも人口規模に依拠することが大きい。

従って出生率の向上、育児休暇に関する企業側の理解が必須であるが、制度して人口減少を通減するような施策が重要である。この様な施策がなく人口減少が進めば、人口減少を今後の少子高齢化の傾向から将来世代への負担は重く、この点、現役世代と将来世代の社会的負担（税、社会保険等）を継続して検討すべきである。

(2) 社会保障制度に対する基本的考え方

① 歳入・歳出の効率的な管理

社会保障と税の一体化を理由に消費税率に引上げが実施された。ただ少子高齢化の流れは顕著であり現状の社会保障制度の維持に歳出が肥大するのは周知のとおりであり、世代間（現役、将来世代）、都市部・地方間の負担バランスなど俯瞰的な歳入、歳出改革を省庁の壁を越えて一体的に推進すべき。また年金、医療、弱者救済等の制度の改善と改善タイムスケジュールを短期・中期・長期に分けてシミュレーション化し、財源の確保方法を同様に対比させるなど、わかりやすく“一体改革・関連法案”を説明して貰いたい。

② 社会保障の在り方

財政に占める社会保障費は増加の一途をたどることになる。安心、安全な社会生活を医療、介護等で制度保障があることで国民意識は安定し、制度への信頼も毀損しない。一方で、人口減少による将来世代への負担も予測されることから、社会保障にかかる経費、反対給付についても現役世代と将来世代との調整、均衡を図り財政に対する社会保障の拡大傾向を緩和すべきである。

現在、国民健康保険、厚生年金、後期高齢者等の社会保障給付のあり方についても、被保険者の統一など、高齢者、社会的弱者の社会保障制度の充実及び公平性の確保を検討すること。

③ 公的社会保険制度の公正性

法人では社会保険が強制加入である一方、個人事業主においては強制加入となっていない。例えば建設業（一人親方）で個人事業から法人成りへ移行した際に、社会保険を給与から差し引かれることで従業員の離職により、折角法人化しても事業継続が困難となるケースもある。この様な状況下で、個人事業主、法人の差異に関わらず社会保険を強制加入として、社会保障財源の充実を図るべき。

一方において、中小零細企業（例えば建設業の一人親方など）では社会保険料の負担が大きく事業継続の阻害要因でもある、従って、広く社会保険料負担を負担する一方で設立年数、従業員規模に応じた事業主の社会保険料率の緩和措置も検討すべきである。併せて生活保護の給付水準の見直しと不正受給防止システムの構築を図ること。

(3) 行政改革の徹底

① 行政機構、サービスの見直し

行政サービスは地域住民へ直結するものであり、地方自治の基本である団体自治そのものである。一方、過度なサービスは行政コスト増につながり、本当に必要な行政サービスへ資源投下ができない可能性もある。従って、地域住民、その一員である法人会(会員)も行政、地方議会等へ行政サービスの在り方に直接、間接的に関与していくことが必要である。その為にサービスに係る手続きの効率化を行うために、組織、サービス提供の柔軟性を検討し、組織の硬直化を避ける必要がある。この為行政手続きの柔軟性を検討し、効率化を図るとともに、積極的に具体的な民間活力導入を更に推進すべきである。

更に国、地方に共通する議員定数の縮減とその報酬の見直し。これは欧米の制度を参考にすべきである。また公務員給与の見直し、徹底した無駄の削減を強く求める。また、市民サービスの向上や行政運営の一層の効率化を図る上からも、民間にできることは民間に委ねること。

② 地方議会、市民による関心と監視

行政の効率化を検証するには住民による監視が重要であり、住民に代わり付託を受けた議員（議会）の活性化は行政効率化に果たす役割は大きい。一方、議会を構成する議員にも不要不急、不効率な出張など問題視される行動は数多くある。結局、各地域の住民が最終的な監視者として今以上に行動しなければならない状況にある。

③ 地方財政

地方自治体は一部を除き国・中央への財政依存体質である。この財源不足分は交付税交付金

で多くをカバーすることとなり、交付税交付金の不足分をさらに国の特例加算や地方の臨時財政特別債で補っている。このような複雑な財政支援は均一的指標で解消できないためであるが、地方財政の在り方を複雑にしている面もある。交付税交付金の割合を下げ、地方へ税収財源を移譲する割合を向上させ、財政構造を可能な限り簡素化すべきである。

2 経済活性化と中小企業対策

(1) 法人に関する相対的な税率の引き下げ

法人実効税率は、平成 28 年度税制改正で「20%台」を実現したが、アジア主要国の税率格差は依然として大きい。国際競争力を高める上からもさらなる引き下げを求める。

また中小企業軽減税率の適用所得金額については、昭和 56 年以来据え置かれている現行 800 万円を 1,600 万円に引き上げる。

さらに外形標準課税の中小企業への適用拡大は、雇用や地域経済に甚大な影響を及ぼし、ひいてはわが国経済・社会の発展を阻害することから慎重であるべき。

(2) 中小企業の活性化に資する税制措置

① 人材不足に係る支援

人口減少による労働力の量的、質的減少は中小企業が大きく影響をうけることになる。この解消のため、各企業は賃上げ、労働時間の短縮などによるが、特に中小企業にはその負担が大きい。一方、引きこもり者数の増加、外国人従業員への差別的待遇などが度々、社会問題として挙げられる。これら潜在的労働力に対する税制上の支援で、中小企業の持続、活性化を図るべきである。

② 障がい者の社会参加支援

農福連携（農業分野における障がい者支援）のように、中小企業でも現在の雇用助成金による支援の他、税制上のインセンティブにより障がい者雇用の直接雇用に向けた措置を講じるべき。

③ 外国人就労者に対する支援税制について

国内においては、就業人口の減少、働き方改革による就業時間の減少に伴い、生産力等が低下しており、これを補うため外国人就労者を受け入れることは必要不可欠なことだと考える。反面、同外国人就労者が国内で取得する賃金については、外国人技能実習生(入国1年目)を除き、原則20.42%の源泉徴収が課税されている。外国人就労者には、外国人技能実習生以外にもインターンシップを利用し就労する外国人大学生も多く存在するが、本人が手にする賃金は低額で、その中から源泉所得税課税を受けることは、かなりの負担を強いているように思えることから、人道的な配慮も含め、現状の源泉課税について軽減する制度を設ける他、受け入れる企業に対しても同大学生に対する費用負担を軽減させる意味合いから助成金の創設若しくは税制上の負担軽減を図るべきものとする。

④ 働き方改革を税制面で支援

産休、育児、介護休業などによる休職は中小企業には深刻な影響を与える。またこれらの休暇が得られないため退職せざるを得ない状況は労使双方に損失であり、ひいては税収減などに

もつながることから。柔軟な勤務体系制度の構築、給与支給などの処遇、条件の改善につき中小企業の人材不足を解消する措置を講じるべき。

⑤ 災害等の非常時における経済活性化

中小企業（個人事業者を含む）の経営基盤は相対的に脆弱である、一方において中小企業に従事する者は全事業者の約 65%を占める（中小企業白書 2017 年版）。自然災害（疫病も含む）等における経済の低迷に対し所得向上の他に、消費活性化となる税制上の支援措置を講じ経済活動の活性化を推進すべきである。

3 地方のあり方

(1) 地方創生

① 地方衰退の要因

地方衰退の要因は複合的な要素があるため、一概には言えない部分があるが、根本的には人口減少、高齢化が挙げられる。特に税収、社会保険料を負担する生産年齢人口が大都市圏へ流出することで各地方での財源は減少する一方、社会保障給付を始めとする行政サービスに関する支出は増加する傾向にあるため、大都市圏と地方での財政格差が生じることになり、これが益々、地方から大都市圏への人口流出の誘因となる悪循環となる。

② 人口減少への対処

地方衰退の主因として、大都市圏への人口流出と同等に出生率が減少していくことがある。この為には地域で子育てを支援する仕組みを、各自治体、あるいは広域自治体により構築すべきである。ただ成熟社会においては人口減少を止める政策のみではなく、人口減少を所与と想定した上で、各地方での人口維持を図る政策検討も必要になる。

③ 地方（地域）の特性を活かした税制措置

各地域の生活事情、経済状況に適合する独自の税体系を構築し、地方への実質的な財政に関する権限移譲を図る。

殊に当地（沖縄）における沖縄振興税制（航空機燃料税、酒税軽減等）による各地方・地域の活性化のための税制は各地方のニーズ、議会・行政の意向を大きく尊重するべき。特に海外観光客の受入、海外市場開拓など、アクティブ面での支援や、地域の労働力確保な事業基盤強化に即した措置を検討すべき。また離島県として割高な輸送コストや、高校教育に係る経費、医療環境等、大きなハンディキャップがあり都市部と辺境地域・離島地域の格差の是正、過疎化対策、雇用拡大の面から、新たな助成又は離島特別控除を創設し、税負担の軽減を求める。

④食料自給率の向上に資する税制

我が国の食料自給率が危機的状況にあることから、農林水産業の振興が図れるよう税制面においても配慮すること。

(2) 道州制導入の検討

地方が財政(経済的)自立を果たすことは、地方における地方独自の政策決定を行う上でも重要である。一方、各地方自治体は都道府県を一つのまとまりとして機能している。

この都道府県でも全国での様々な格差（人口、税収等）が生じており、都道府県単位でも財政

的自立を図ることは容易ではなく、結果的に国・中央の財政支援と、その見返りの政策的意思決定にも一定の制限を受けることになる。

地方自治の本旨である住民自治、団体自治をより一層目指していく観点から地方も道州制を含め、広域化による行政の効率化、財政的自立を検討すべきである。

特に国から地方への税源移譲を推進し、地方自治の拡充する制度とすること。

《税目別》

1 法人税関係

(1) 法人実効税率の更なる低減：25%を目標に

(理由)

法人実効税率は、平成 28 年度税制改正で「20%台」を実現した。平成 30 年度には 29.74% に引き下げられるが、アジア主要国の税率格差は依然として大きい。国際競争力を高める上からもさらなる引き下げを求める。

(2) 税務上の欠損金の繰越制限を廃止

(理由)

- ① 法人経営上の損失（欠損）は、事業上は不可避であり過年度の損失も当年度の利益も事業継続を行う主体からは過去の欠損金の時効消滅は理解が得られにくい。
- ② ただ財政担保の観点から法人の支配権が他の株主に移転した場合等の一定の例外事項に該当するケースでは、現行の時効期間を適用する。

(3) 課税ベースの縮小

退職給付引当金、賞与引当金等、役員賞与など会計理論上、経費性が認められる項目も税務上の損金処理を容認すること。

(理由)

会計上のルールに基づく決算書(財務諸表)と税務上における税務申告書はそれぞれの違う目的であるものの、法人の業績を基礎とすることから、法人経営における意思決定を統一化する観点から決算書と税務申告書上の相違事項を可能な限り排除することが重要である。

(4) 少額減価償却資産の取得価額損金算入額の増額

現在の取得価額損金算入額を 30 万から 50～100 万程度まで引き上げる。

(理由)

中小企業は大規模な設備投資による投資減税を活用する機会は少なく、中小企業の積極的な小規模投資を促進し効率化を図る。

(5) 交際費の損金算入制限の廃止

現行における損金不算入の制度を廃止する。

(理由)

- ① 交際費の損金算入不算入の制度趣旨は企業における冗費抑制とあるが、そもそも冗費か否かは個々の企業の判断によるべきで制度趣旨としては不適切。得に中小企業にとっては 個人事業（所得税）における交際費の取扱いと比較して不利な取扱いとなっている。

- ② 交際費が例えば同族会社における私的流用の蓋然性で注視すべきであれば、税務調査、指導等で確認を行うことが可能である。

(6) 寄付金損金算入制限の廃止

現行における損金不算入の制度を廃止する。

(理由)

- ① 交際費同様、企業の意思決定の裁量性を支出時点で制限することは適切でない。
② 逆に国が認定した公益性の高い法人への支出については支出額に割増分の損金算入を認める（支出額の1.2倍、2倍等）。

(7) 事業支援再生に係る損金算入

当該法人の事業継続に重要な取引先等の支援のため債務保証を行った場合に一定の計算方法により算定した引当金を損金算入する。

(理由)

事業に係る取引関係も事業価値を構成することから相手方企業の支援、廃業防止は、法人の事業価値を維持することになる。

(8) 事業再生で債務免除をうけた法人の債務免除益課税の廃止又は繰延（継続）

債務免除を受けた債務につき債務免除益となった金額につき、課税対象としないか、課税を繰り延べる。

(理由)

- ① 事業の好不調は事業継続の上では必須事象であり、そもそも担税力のない債務免除益に課税することは適切ではない。
② 担税力はないが計算上の経済的利益を受けているとしても一時の課税は再生そのものに影響を与えるため、一定期間繰延を行うことで財政基盤が比較的脆弱な中小企業支援に繋がる。

(9) 役員給与の損金算入

役員給与の本質は職務執行の対価であるから、原則損金算入できるよう見直すべきである。

(理由)

業績連動報酬の改訂等について上場企業、大会社向けには役員報酬の損金につき弾力化が図られていることを受け、中小法人、零細事業の役員報酬も同様の損金が容認されるべき。

(10) 要支援就労者への雇用促進投資に係る割増損金と投資税額控除

障がい者の社会参加、引きこもり者の社会復帰に対し、該当者に支払う賃金、特別の研修、手当等に対しその離職・未就業期間に応じて、支出額に対する一定割合を割増損金とするか、一定割合を税額控除する方式を採用する。

また上記該当者は、現行の勤労環境にある就業者との賃金格差が想定されることから、現行の所得拡大税制の範囲には上記該当者は当面、含めない。

(11) 外国人雇用に伴う割増損金算入と投資税額控除

(理由)

国内の人材不足、働き方改革で実質的な就業時間は減少する傾向にあり、これを補うため外国人雇用者を増加することは必須ともいえる。また労働者である外国人にとっては不慣れ、厳しい労働条件下にあることも想定され、使用者である中小企業に外国人給与、雇用に係る諸経費（衣食住）に係る支出につき支出額に対する一定割合を割増損金とするか、支出額の一定額を控除する等の支援措置を制定する意義がある。

(12) 所得拡大税制の充実

社会保険加入の公正性の観点から事業形態（個人・法人）に関わらず、社会保険加入を厳格化する一方、所得拡大税制において支給給与のみでなく、事業主負担の社会保険料も計算対象に組み入れ、年々、増加する社会保険負担の影響を軽減すべき。更に、所得拡大税制の制度的拡張として新規雇用、雇用確保に関する諸経費にも同様の措置を検討すること。

(理由)

中長期視点での使用者側、被用者側の雇用環境の安定化という課題への対処

(13) 従業員に対する経済的利益（フリンジベネフィット）の拡充

(理由)

中小事業者の従業員に対する雇用定着による就業の安定、または経済低迷時における経済活性化を中小事業者の立場から推進するためにも、従業員に対する福利厚生施策（社員旅行、食費補助等）につき、現行の諸基準を緩和し、給与引き上げが難しい事業者においても給与以外での経済的利益の供与につき、損金算入の範囲を拡大すべき。

(14) 災害損失引当金の損金算入

(理由)

経営管理の範囲を超える自然災害につき、不意に多額の損失を被ることを回避するため企業は損害保険料の損金経理を行うが、保険金収受までには多くの時間を要したり、査定により満額の保険を得られないことも多い。その為、企業が保有する金銭債権以外の資産につき、一定割合の引当金を容認する。

(15) 租税特別措置法の整理・合理化

交際費課税に代表される租税特別措置法は、本来社会経済的要請に基づく臨時的あるいは一時的な税制であり、その役割が終わったものは速やかに廃止すべきものである。

2 個人所得税関係

(1) 要支援就労者への雇用促進投資に係る割増損金と投資税額控除

(理由)

障がい者、引きこもり者に対し、該当者に支払う賃金、特別の研修、手当等に対しその離職・未就業期間に応じて、支出額に対する一定割合を割増損金とするか、一定割合を税額控除する方式を採用し、労働生産性の維持、強化を図る。また上記該当者は、現行の勤労環境にある就業者との賃金格差が想定されることから、現行の所得拡大税制の範囲には上記該当者は当面、含めない。

(2) 外国人雇用に伴う割増損金算入と投資税額控除

(理由)

国内の人材不足、働き方改革で実質的な就業時間は減少する傾向にあり、これを補うため外国人雇用者を増加することは必須ともいえる。また労働者である外国人にとっては不慣れ、厳しい労働条件下にあることも想定され、使用者である中小企業に外国人給与、雇用に係る諸経費（衣食住）に係る支出につき支出額に対する一定割合を割増損金とするか、支出額の一定額を控除する等の支援措置を制定する意義がある。

(3) 災害損失引当金の損金算入

(理由)

経営管理の範囲を超える自然災害につき、不意に多額の損失を被ることを回避するため企業は損害保険料の損金経理を行うが、保険金收受までには多くの時間を要したり、査定により満額の保険を得られないことも多い。その為、企業が保有する金銭債権以外の資産につき、一定割合の引当金を容認する。

(4) 土地建物の譲渡に伴う譲渡損失と総合所得との損益通算を認める

(理由)

土地建物の譲渡益はその臨時性、金額が高額になることと等を考慮し分離課税とされている面もあるため、譲渡損失の場合には本来通り他の所得と合算すべき。

(5) 不動産取得における土地取得に係る負債利子の損金不算入を廃止する

(理由)

- ① 土地のみを取得し不動産運用する場合と、建物を取得して運用する場合で課税関係を区別することは公正性からみて適切ではない。
- ② 負担する利子が通念上、高額か否かは土地、建物など不動産により区別すべきではない。

(6) 土地の短期譲渡所得の保有期間の短縮

短期譲渡所得の判定基礎となる、所有期間を5年超から3年超に短縮することにより不動産の流通促進を図る。

(7) 金融資産の配当課税の選択制

同族株主への配当も含む非上場会社が実施する剰余金配当は分離課税と総合課税の選択とする。

(理由)

非上場会社からの配当、特に同族会社が行う配当と上場会社が行う配当を区別することは合理的でない。

(8) 金融資産の譲渡損失の損益通算

上場、非上場及び株式、公社債、投資信託を問わず損益通算を認めること。

(理由)

金融資産への複雑な税制を簡素化することでより多くの投資を誘引し金融市場の活性化を図らしめる。

(9) 居住用財産を譲渡した場合の特別控除額 3 千万円を 6 千万円に引き上げること

(理由)

資材価格、人件費高騰を受け住宅価額の高騰に対処すべき。

(10) 居住用財産の譲渡損失の損益通算、繰越控除の要件から住宅借入金等の残高要件を撤廃

(理由)

住宅ローン残高は実態上の金額、譲渡損失は会計上の計算差額であり実質的に異なる概念であり、双方を損失の上限規定とすることは、納税者には理解しがたい。

(11) 特定居住用財産の譲渡に伴う買換え特例において譲渡資産の保有期間を 5 年超に短縮

(理由)

特定居住用財産の譲渡に際し譲渡損失が生じた場合の特例は、5 年超の保有が要件となっており、こちらと平仄を合わせることが納税者の意思決定に資する。

(12) 変動所得を適用する業種の拡大

現在、対象となる業種が限定（漁業、原稿執筆、著作活動）されているが、生命保険、不動産売買の代理、仲介業、等の所得の変動性が認められる業種についても変動所得適用の対象とする。

(理由)

① 業績(所得)の変動が大きい業種について、同制度の選択の余地を認め、税負担の硬直性を是正することが有用。

(13) 準確定申告の申告期限を、相続発生日の翌年度の 3 月 15 日、相続税の申告期限のいずれか遅い日まで容認（継続）

(理由)

相続に係る被相続人の申告義務につき、相続税の申告期限とも平仄を合わせることが納税者の理解に資する。

(14) 社会的課題を踏まえた新たな制度の制定（少子化対策）

(理由)

現在、あらゆる分野で議論、検証されるこの先の日本の課題として人口が減少することが前提になっていることの認識を改めることも含め、現状の少子化の歯止めについては人口増加へと繋がる方策として、ある一定の年齢に達した独身成人に対し何某かの税負担を求める制度(社会保険制度含め)を制定すること。

(15) 各種控除制度の見直し（所得税のあり方）を検討

特に少子化問題、地方の過疎化への対応を考慮するよう諸控除制度は整理した上で合理的なものに見直すべきである。課税最低限度額以下の部分については見直し広く国民全体で負担

していくようにすべきである。

(理由)

現在の少子化問題解消の一つとして、現状の児童手当(旧こども手当)を見直した上で、過去の所得税申告等で取り上げられていた15才以下の子供に対する扶養控除(年少扶養控除廃止)の復活及び同控除額の引上げほか、教育資金に係る借入に対する税額控除の導入など子育て支援につながる税制上の制度を制定すること。

国境に接する地域など辺境地、過疎地など特有の環境に鑑み、交通運賃の低減、医療・福祉環境の整備を税制面の所得控除、税額控除で対応、特に医療面について出産・介護に掛かる費用負担の特別控除等定住環境への配慮を行うこと。

3 消費税

(1) インボイス制度への対応

令和5年度に導入が予定されるインボイス制度につき、引続き周知活動を行い、各地域の経済団体(法人会、商工会等)から導入に併せた不安事項の意見集約を図るなどインボイス制度の周知、相談指導体制の強化、特に中小企業の事務負担増等の軽減措置を検討すること。

更に課税選択届等を含む関係届出の時期や適用期間など簡略化が必要である。

4 相続税・贈与税関係

(1) 贈与税の各種控除額の見直し

更なる生前贈与を促す意味合いで、贈与税の暦年課税時における基礎控除を現在の年間110万円から、更に引き上げること。併せて、相続時精算課税制度における特別控除枠についても、現在の2,500万円から、更に引き上げを図ること。

(理由)

財産を投資、消費性向の強い若壮年層に早期移転させることを促進し、財(消費、投資)市場、金融市場の活性化を図る。各種控除の見直し相続時精算課税制度の特別控除額を現行2,500万円から5,000万円に引き上げる。

(2) 相続を起因とする諸経費(相続税の税務申告報酬等)につき債務控除の対象とする(申告期限には未払であっても、契約書等で債務発生が確認できることを条件)

(理由)

相続後であっても相続を起因とする経費は発生するため。

(3) 直系卑属の2割加算を廃止

(理由)

- ① 直系卑属は相続人より資力が少ない事が思料され、同額の相続税負担の場合では相続人との比較において税負担が加重になる。
- ② 相続時精算課税の改正により一部の直系卑属への適用も可能となったため、同制度と平仄を併せる。

(4) 非上場株式の評価につき、純資産額の計算につき、簿価純資産による場合と時価純資産による場合とで選択制とする

(理由)

- ① 非上場株式は流通を目的とすることが稀有であり、また売買流通させることが相対的に困難である。
- ② 時価による評価替えによる差損益は担税力には直接的には関連しない。
- ③ 時価純資産の算定は、納税者にとって労力を要する。

(5) 種類株式の評価方法を検討

(理由)

種類株式は、普通株式と権利態様も異なることから、同株式の性質も踏まえ、種類株式の発行状況、権利行使態様の事例を今後、蓄積していくことが望まれる。

(6) 相続時精算課税の修正により評価額が増加した場合に特別控除額も比例変動させる

(継続)

(理由)

法人税の税額控除と同様に、当初の特別控除額も修正などの際に比例変動し増減させることが納税者の制度適用に資する。

(7) 事業承継税制のさらなる充実と手続きの簡素化

(理由)

- ① 中小企業の継続発展は経済の活性化の要である。相続税により長年培われた企業及び事業基盤の継続が損なわれないよう事業用財産に係わる包括的な軽減措置の確立を図ること。現状における相続財産について、事業用に係る資産を他の相続資産と切り離して、事業用資産に係る課税の軽減若しくは免税する制度を創設すること。
- ② また制度の実効性、有用性を高める観点から更なる手続きの簡素化を図る意義はある。

5 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的な見直し

固定資産税という名の下のとおり基本的には土地・家屋のみを課税対象にすべきであろうという考えから、個人・法人の事業主が保有している事業用償却資産（有形償却資産）に対する同課税を撤廃すること。

(理由)

同償却資産については、購入時に消費税(地方消費税を含む)を各事業主はすでに負担しており、それ以上の負担を求めることは将来的に消費税もその税率の引き上げなどが行われる状況を踏まえても到底納得できるものではないことや中小企業の活性化を資する側面からも現状の固定資産税の課税のあり方は、是非、是正すべきものであると考えます。

(2) 都市計画税と固定資産税の統合

固定資産税は、都市計画税と合わせて実態に即した評価方法及び課税方式を抜本的に見直すべきである。また、税額の算出過程を明示すること。

(理由)

昨今、各地方自治体による固定資産税の課税による裁量により各一的な課税実務が浸透し

ているとはいえないため。

(3) 償却資産税申告の賦課決定、申告書提出期限を法人の地方税申告期限と合わせる

(理由)

納税者にとっては、償却資産税申告と地方税申告を別の時期に行うことになり、煩雑となりやすい。

(4) 少額減価償却資産を申告対象から除く

(理由)

法人税と同様の解釈、計算とすることが納税者の事務処理の煩雑性の解消に資する。

(5) 家屋の評価方法の見直しを行うこと

(理由)

- ① 家屋の評価は、負担調整率、経年減点補正率による評価に依っているが、実勢時価と乖離することもあることから評価方法の再検討が税負担の公平性、簡索性から必要。
- ② 家屋に対する固定資産税は、評価の下方弾力性がほとんどなく使用状況も考慮されず、不公平で高率の課税となっている。

(6) 家屋の利用形態に応じた課税区分の再検討

(理由)

建物については、外形上は居住用であっても他の用途に使用されるケースもあり、居住用、事業転用上の担税力が異なることから、建物の使用実態を検討し課税区分の精緻化を図るべきである。

(7) 固定資産税の一括前納による割引

(理由)

- ① 全期分納付など納税者の積極的負担への動機づけとなる。
- ② 地方公共団体においても早期の税収確保を図ることが可能となる。

(8) 相続時精算課税における特定贈与者からの不動産贈与に係る不動産取得税を免除する

(理由)

相続時精算課税は、実質的に相続と異ならないから相続における不動産取得税の扱いと同様にすべき。

(9) 婚姻期間 20 年超の配偶者に対する居住用不動産の贈与につき、不動産取得税を免除する

(理由)

配偶者への居住用不動産贈与は、配偶者に対する将来の税負担を軽減する効果もあるため、不動産取得税を課すことは配偶者に負担を強いることになる。

(10) 不動産取得税の段階税率の導入

(理由)

不動産取得税は、一部の例外を除き、均一税率となっているが、投機的取得の制限、中低所得者の不動産購入の負担軽減を図る立場から、課税標準に応じた段階税率を検討すべき。

(11) 不動産取得税の分割納付を容認し、分割納付の期限日を経過しない場合は延滞金を課さない

(理由)

不動産取得税は、対象が土地、建物等であり高額になる可能性も高い。従って不動産取得税の納付も多額になるケースもあり一括納付が困難な事案に対応する意義がある。

(12) 事業所税の廃止、縮小

(理由)

- ① 固定資産税との二重課税的要素が強く、納税者に対する理解が得られにくい。
- ② 非課税面積の判定、計算等の事務処理も煩雑である。

(13) ゴルフ場利用税の軽減・廃止

(理由)

- ① ゴルフは老若男女を問わず幅広い世代に浸透している競技であるが、それぞれの担税力には差があり、国民の予防健康という点から廃止し利用を促進すべき。
- ② 地域における観光促進をはかり地域活性化を図る。

(14) 入湯税を含む目的税の用途を再検討

(理由)

それぞれの目的の為に設定された目的税であるが、税本来の用途に投下されているか、検証する必要があり、不用、多額な税目については廃止も含めて検討すべき。

(15) 環境税のあり方をカーボンオフセットの観点から再検討

(理由)

カーボンオフセットの考え方により排出権取引など排出対象事業者への賦課が行われる一方、産廃税は排出事業者が負担する最終処分業者特別徴収方式を採用する自治体が多いが、カーボンオフセットの考え方に倣い排出業者への負担方式を基本的な考えとすべきである。

(16) 観光税の目的税化による観光インフラの整備

(理由)

- ① 次年度に控えたオリンピックでは多くの外国人観光客も見込まれ、東京以外の各地方への来訪も期待できる。一方、観光施設の利便性、清潔性の維持など観光立国に相応しい対策も必要。
- ② その為、観光資源の開発、充実、維持に用途を限定した観光税の創設につき、民間事業者の意見も踏まえ、各地方の特性に応じた税体系を検討すべき。

6 その他

(1) 震災に対する復旧・復興支援について

① 財政支援

まず復旧のための財政出動をすべきである。東日本大震災同様“震災復興による景気上昇を期待する”声もあるが被災地の要請に答え得る事業に優先順位をつけて規模や金額の大小を構わずに実施して欲しい。法律とか公平公正とかを官庁で議論し中央で管理統制するよりも被災地に最も近いところで検討し実施すれば復旧スピードは早くなる。先ず復旧、次に復興というのが望ましい手順であると思料する。

② 税制上の措置

非常時の対応であると認識し、前回の震災を参考にして被災地に対しては現行税制の見直しから始め、早期に事業や生活が普通の状態に復するようすべきである。税の減免はもとより課税期間や手続の簡素化も同時に実施すべきである。

(2) マイナンバー利用促進へのインセンティブとして税額控除を検討

(理由)

- ① マイナンバーの利用促進を図るため。
- ② マイナンバーカードの多方面での利用を促進できるよう検討すること。

(3) 租税教育等

教育機関並びに社会全体での取り組みの強化、国民の義務としての適正申告、納税の普及・啓蒙を社会人に対しても充実する。

7 コロナ禍における要望

(1) 法人税、消費税、地方税における予定納税(中間申告)制度の一時停止(時限立法)

令和元年度における法人税等の確定申告が来月末申告期限を迎える3月決算法人を中心に行われることに着目し、当該法人が現行の税制の下で直面する予定納税については、現状から察するにその対応も多く企業ができないものと想定されることからここ2～3年の間において同制度を一時的に停止して頂きたいと思えます。昨年10月に引き上げられた消費税について、現行制度の停止若しくは撤廃し、現状の社会情勢が落ち着くまでの間(概ね2～3年程度)、現在の消費税率を大きく引き下げて頂きたいと思えます。

(2) 納税猶予(特例制度)の延長

今回のコロナ禍に伴い令和元年分の所得税・消費税確定申告に基づく納税額については、所定の手続きを取る事で同手続きを行った時から1年間の納税の猶予(無担保、延滞税免除)が特例として制度化されました。

法人税等の今後の確定申告についても、同様な取り扱いとなっております。現行制度は、原則1年間の取り扱いとなっており、については、申請した企業側の状況によっては、その1年後も納付ができない事情も察することが出来ることから、企業側からの更なる申請に対して、再度同猶予が活かされるようにして頂きたいと思えます。

以上